第3次甲良町障害者基本計画及び 第5期甲良町障害福祉計画・ 第1期甲良町障害児福祉計画

平成30年3月 甲良町

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者福祉をめぐる国等の動き	2
3 「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の対象となる人	5
6 計画の期間	6
第2章 地域における障害のある人の状況	7
1 人口及び障害のある人の状況	7
2 障害福祉サービス等の利用状況	13
3 アンケート調査結果概要からみた課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
3 重点施策	30
4 施策体系	31
第4章 障害者施策の推進	32
1 障害に対する地域理解と協力の促進	32
2 地域生活を可能とするケア体制づくり	37
3 自立と社会参加を促進する支援体制づくり	45
4 安心して暮らせる地域環境づくり	51
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	55
◆ 計画の考え方	55
◆ 成果目標の設定についての考え方	55
1 平成 32 年度に向けた目標値の設定	56
2 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系	60
3 障害福祉サービスの見込みと確保方策	61
4 障害児福祉計画	70
第6章 サービス提供の仕組みと計画の推進体制	
1 円滑なサービス提供のための支援	73
2 計画の推進体制	75

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

国の障害者施策は、平成 25 年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、大きな転換期を迎えました。

近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成 24 年)や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成 25 年)の施行、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法」(平成 26 年)の施行、

本町では平成26年度に、「第2次甲良町障害者基本計画及び第4期甲良町障害福祉計画」を策定し、この計画に基づいて障害者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

その間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 28 年)の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正法」の施行、「成年後見制度」の利用の促進に関する法律」(平成 28 年)の施行等、障害者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための法改正が行われてくる等、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、平成 28 年6月に公布され、平成 30 年4月から施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されています。

このような状況を踏まえ、障害のある人を含めたすべての町民が、相互に人格と個性を尊重しあう"地域共生社会"の実現に向けて、「第3次甲良町障害者基本計画及び第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画」を策定します。

¹ 成年後見制度:本人に代わって契約を行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)等の権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援等を行い、不利益から守るための制度。

2 障害者福祉をめぐる国等の動き

障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、 本計画の策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

H24 ◇障害者虐待防止法の施行

国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害者を雇用する者は、障害者虐待の防止などに努めなければならないことや虐待を発見した者には通報を義務付けるなどの具体的な対策を定めました。

H25 | ◇障害者総合支援法の施行

"共生社会の実現"のために、基本理念として"社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去"が明記されました。

◇障害者優先調達推進法の施行

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が 供給する物品等に対する需要の増進を図ることが明記されました。

◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、選挙等の公正な実施を確保するため、 代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的としていること が明記されました。

H26 | ◇障害者権利条約の批准

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した障害者に関する初めての国際条約に批准しました。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにすることなどが明記されました。

H28 | ◇障害者差別解消法の施行

障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を 取り除く配慮を行うことが義務付けられました。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行

障害者に対する差別の禁止、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置(合理的配慮)などが定められました。

◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度が十分に利用されていないため、成年後見制度の利用の促進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進することを目的としました。

◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(平成30年施行)

改正内容は、障害児の多様化するニーズへのきめ細やかな対応、障害者の生活と就労に対する支援、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進など、子どもから高齢者まで、すべての世代に関係する内容となっています。また、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため地方公共団体において「障害児福祉計画」を策定することを義務付けています。

3 「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

- 〇「障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障害者のための施策 に関する基本的な事項について定めるものです。
- ○「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害 福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。
- 〇「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通 所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や提供体制の確保等 について定める	障害児通所支援・相談支援 等の必要量や提供体制の 確保等について定める

甲良町障害者基本計画

甲良町障害福祉計画・甲良町障害児福祉計画

4 計画の位置づけ

この計画は、だれもがともに生きる地域づくりを進めるため、町民や企業、サービス 事業所や関係機関、行政がそれぞれの役割を担えるよう、本町のまちづくりの方向と目 標、具体的な施策の進め方を示しています。

また、国が定めた「障害者基本法」「障害者総合支援法」等の関連法を踏まえ、国や県の取り組みと連携し、さらに本町のまちづくり・福祉・子育て等の関連諸計画との整合性を図りながら、施策を進めていきます。

■ 計画の位置づけ

【国】障害者基本計画

【県】障害者福祉しがプラン

甲良町新総合計画

地域福祉計画

第3次甲良町障害者基本計画及び 第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画

> 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 子ども・子育て支援事業計画 食育推進計画および健康増進計画 地域防災計画 等

5 計画の対象となる人

障害者基本法第2条において、障害のある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁²により継 続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内の障害のある人すべてとします。

【対象となる人の例】	【関連法】	【内容】
身体障害者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の 障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事か ら身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障害者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化はされていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障害者	精神保健及び 精神障害者福祉に 関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神 作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障 害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障害児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、 知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病 であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるも のによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める 程度である児童をいう。
発達障害者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を 有するために日常生活または社会生活に制限を受け る者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患※として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととしている。※対象疾患は平成29年4月1日より330疾患

² 社会的障壁:障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 計画の期間

「第3次甲良町障害者基本計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とし、「第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として策定します。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
2018年度	2019年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度

第3次甲良町障害者基本計画

見直し

第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画

第6期甲良町障害福祉計画・第2期甲良町障害児福祉計画

第2章 地域における障害のある人の状況

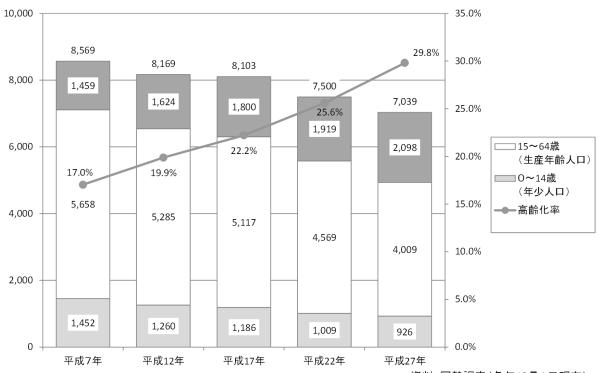
1 人口及び障害のある人の状況

(1) 人口等の推移

本町の総人口の推移を平成了年以降の国勢調査結果でみると、減少傾向で推移し、平成 27 年では 7.039 人となっています。

高齢化率は、一貫した増加を続けており、平成27年には29.8%となっています。 年齢3区分別では、「65歳以上」の割合は増加傾向で推移している一方、「0~14歳」 「15~64歳」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



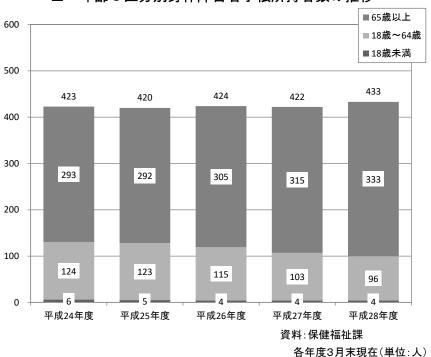
資料:国勢調査(各年10月1日現在) ※総人口には年齢不詳含む

(2) 障害者数等の現状

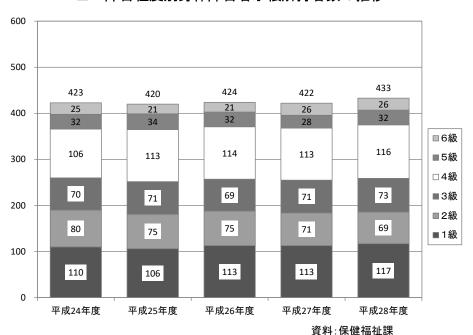
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、年齢3区分別にみると65歳以上高齢者が全体の7割以上を占めており、人口の高齢化に伴い、手帳所持者の高齢者の割合も増加しています。 障害程度別にみると「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」の順となっています。

■ 年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移



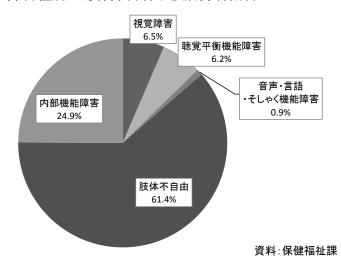
■ 障害程度別身体障害者手帳所持者数の推移



各年度3月末現在(単位:人)

平成 28 年度の障害種別の身体障害者手帳所持者割合についてみると、「肢体不自由」が全体の約6割を占めています。

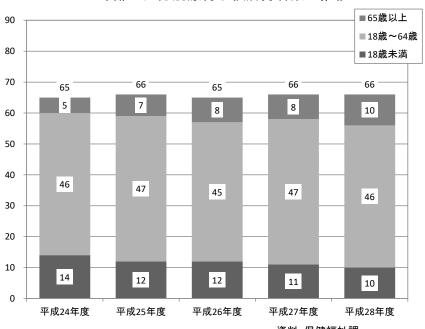
■ 障害種別の身体障害者手帳所持者割合



② 療育手帳所持者数の推移

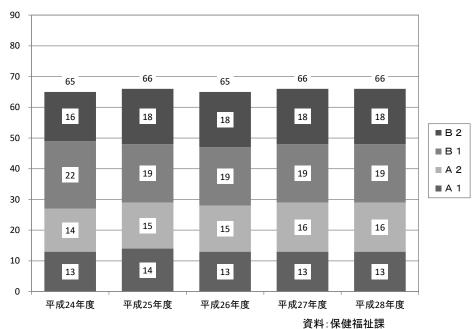
療育手帳所持者は、年齢3区分別にみると18~64歳が全体の約7割を占めています。 障害程度別にみると「B1」が最も多く、次いで「B2」、「A2」、「A1」の順となっています。

■ 年齢3区分別療育手帳所持者数の推移



資料:保健福祉課 各年度3月末現在(単位:人)

■ 障害程度別療育手帳所持者数の推移



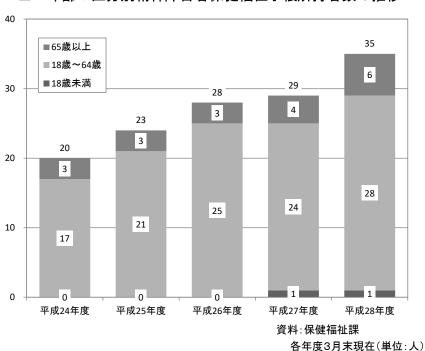
各年度3月末現在(単位:人)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

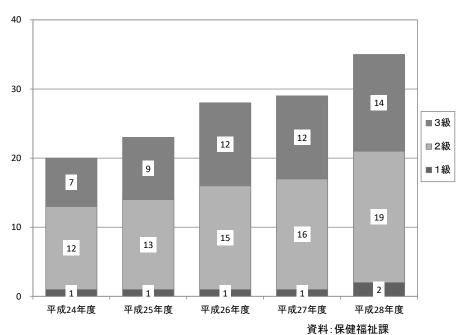
精神障害者保健福祉手帳所持者は、年齢3区分別にみると18~64歳が全体の約8割を占めています。

障害程度別にみると「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」の順となっています。

■ 年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



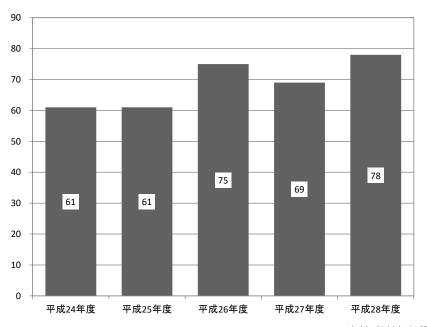
■ 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度3月末現在(単位:人)

④ 自立支援(精神通院)医療受給者数の推移

自立支援 (精神通院) 医療受給者数の推移についてみると、増減をくり返し推移し、 平成 28 年度は 78 人となっています。



資料:保健福祉課 各年度3月末現在(単位:人)

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉計画の実績値の検証

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	平成 29 年度 の見込み	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数(A)	6人	5人	平成 26 年3月 31 日
1岁20 平皮水鸣灬0577万日数(77)	0,7	07	の施設入所者数
【目標値】(A) のうち平成 29 年度			施設入所からグループ
までの地域生活移行者数(B)	2人	0人	ホーム、一般住宅等へ
なくの地域土石物自省数(日)			移行した者の数
【目標値】平成 29 年度末時点の入所	4人	5人	平成 29 年度末時点の
者数(C)	4 八	5 /	施設入所者数
地域生活移行率	33.3%	0.0%	(B) / (A)
地域土心物订举	33.3/0	0.0%	※目標 12%以上
入所者数削減率	33.3%	0.0%	((A)-(C))/(A)
八川百奴別《华	33.3%	0.0%	※目標4%以上

② 地域生活支援拠点等の整備

第4期計画では地域生活支援拠点に関する目標値は定めないこととなっています。

③ 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	平成 29 年度 の見込み	考え方
平成 25 年度の一般就労移行者数 (A)	1人	1人	平成 24 年度において 福祉施設を退所し、一 般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移 行者数(B)	2人	0人	施設入所からグループ ホーム、一般住宅等へ 移行した者の数
増加割合	2.0 倍	O.O 倍	(B)/(A) ※目標2倍以上

(2) 障害福祉サービス等の利用状況の検証

①障害福祉サービス

	244 / .	平成 2	7年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス							
・居宅介護 ・重度訪問介護	人/月	30	34	32	34	32	28
・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/年	7,954	6,867	8,480	5,690	8,480	4,315
日中活動系サービス							
	人/月	27	25	27	24	27	24
土心八碳	人日/年	5,454	4,871	5,454	4,517	5,454	4,851
自立訓練	人/月	1	0	1	0	1	Ο
(機能訓練)	人日/年	250	0	250	0	250	Ο
自立訓練	人/月	0	Ο	0	Ο	0	Ο
(生活訓練)	人日/年	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	1	1	1	1	2
M 力物订义版	人日/年	200	3	200	4	200	12
就労継続支援	人/月	1	1	1	2	1	0
(A型)	人日/年	200	302	200	402	200	46
就労継続支援	人/月	20	18	20	18	20	18
(B型)	人日/年	4,460	3,846	4,460	3,699	4,460	3,854
療養介護	人/月	2	2	2	ω	2	3
短期入所	人/月	2	4	2	8	2	4
(ショートステイ)	人日/年	130	250	130	528	130	166
居住系サービス							
共同生活援助	人/月	1	2	1	2	1	2
施設入所支援	人/月	5	3	5	3	5	5
指定相談支援等							
計画相談支援	人/月	10	16	10	15	10	15
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	Ο	0	0	0	О

[※]平成29年度は見込み値となります。

② 地域生活支援事業

	244 J1-		7年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
【必須事業】							
(1)理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業		未定	未実施	未定	未実施	未定	未実施
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	9	9	10	9	10	11
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置
②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
③住居入居等支援事業		未定	未実施	未定	未実施	未定	未実施
(4)成年後見制度利用支援事業		未定	未実施	未定	未実施	未定	未実施
(5)成年後見制度法人後見支援事業		未定	未実施	未定	未実施	未定	未実施
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	2	2	2	0	2	1
②手話通訳者設置事業	件	2	0	2	0	2	0
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件	1	1	1	0	1	0
②自立生活支援用具	件	3	5	3	2	3	3
③在宅療養等支援用具	件	2	3	2	4	2	4
④情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	0	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	268	157	268	200	268	200
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	2	3	2	3	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	人	2	1	2	1	2	0
(9)移動支援事業	人	10	61	11	91	12	9
(3) 炒到又版学术	時間	600	405	660	533	720	448
(10)地域活動支援センター事業		2	2	2	2	2	2
(10) 心场心却又はピノノ 学木	人	1	33	1	5	1	7
【任意事業】							
日中一時支援事業	箇所	8	6	9	8	10	6
ロー・ロリスリステネ	人	11	9	12	6	13	3

[※]平成 29 年度は見込み値となります。

③ 障害児通所支援及び障害児相談支援

		平成 2	7年度	平成 28 年度 平成 2		9 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
(1)障害児通所支援							
児童発達支援	人	5	3	5	2	5	2
八里光连又拔	人日分	75	10	75	67	75	67
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
区原至汽里光连又按	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	4	3	4	3	4	1
以味を守ノイリーに入	人日分	284	22	284	39	284	20
保育所等訪問支援		0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	5	7	5	6	5	3

[※]平成29年度は見込み値となります。

3 アンケート調査結果概要からみた課題

(1)調査の目的

本調査は、「甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画」の 策定の基礎資料とするために、障害者の日頃の生活状況や町の障害福祉施策に対するご 意見、ご要望等をおうかがいするために行いました。

(2) 調査対象及び調査の方法

調査対象及び調査の方法は次のとおりです。

調査対象者	配布• 回収方法	配布• 回収期間
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福 祉手帳の所持者等	郵送	平成 29 年 12 月

(3)回収状況

回収結果は次のとおりです。

配布数	総回収数	総回収率	有効回収数	有効回収率
500票	200票(白票1票)	40.0%	199票	39.8%

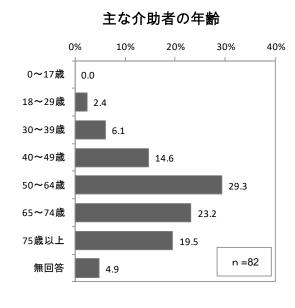
(4)調査結果の概要

① 調査対象者のプロフィール

- ○調査対象者の65.8%は、65歳以上となっています。
- 〇調査対象者の主な介助者については、42.7%の方が65歳以上となっています。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 0~17歳 0.5 18~29歳 2.5 30~39歳 4.5 40~49歳 50~64歳 65~74歳 28.6 75歳以上 37.2

調査対象者の年齢



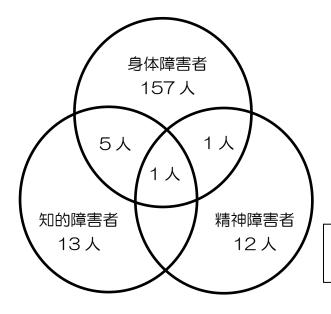
② 障害の状況について

0.5

無回答

○障害者調査の障害等の重複状況は下図のとおりです。

n = 199



手帳を持っていない人:3人

無回答:7人

③ 住まいや暮らしについて

〇調査対象者の"65 歳以上"の 12.2%が「一人で暮らしている」 状況となっており、 高い年齢層において割合が高くなっています。

 0%
 30%
 60%
 90%

 ー人で暮らしている
 11.6

 家族と暮らしている
 1.5

 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている
 5.0

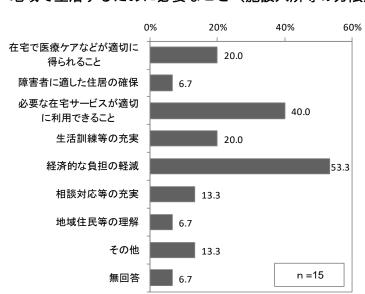
 病院に入院している
 2.5

 その他
 0.5

 無回答
 3.0
 n = 199

現在の住まいの状況

〇現在、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」または「病院に入院している」方が、地域で生活するためには、「経済的な負担の軽減」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が求められています。

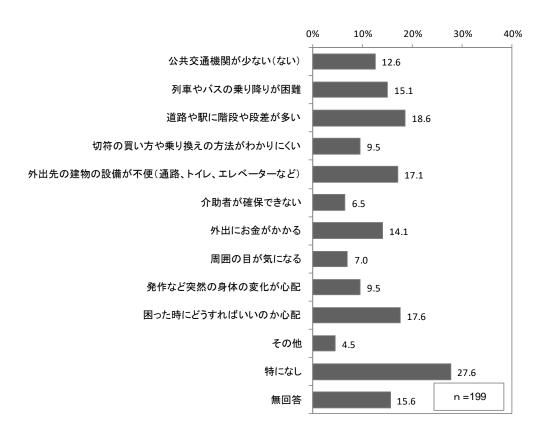


地域で生活するために必要なこと(施設入所等の方限定)

④ 日中活動や就労について

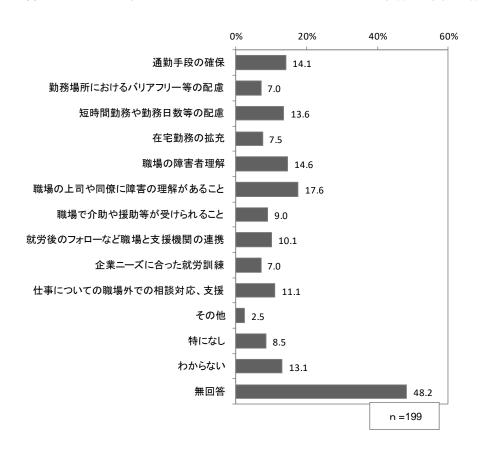
- ○外出の目的については、「医療機関への受診」と「買い物に行く」が多くなっています。
- ○外出時に困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」や「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」という意見が多くなっています。

外出時に困ったり不便に感じること



- 〇就労状況については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」 方が 156%となっています。
- 〇現在、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」方以外で、 18~64歳の方のうち、38.5%の方が「今後、収入を得る仕事をしたい」と思っています。
- ○障害のある方が働きやすくするために必要だと考える条件や環境整備としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」や「職場の障害者理解」、「通勤手段の確保」が多くなっています。

障害のある人が働きやすくするために必要だと考える条件や環境整備

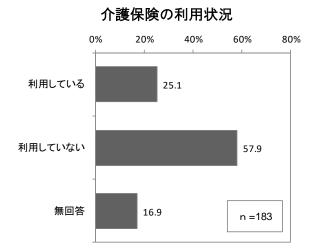


⑤ 障害児の保育や教育について【18 歳未満の方限定】

〇お子さんの卒業後の進路については、「企業等で一般就労する」、「職業訓練校へ通い たい」という意見がありました。(※対象者が1名のため参考)

⑥ 障害福祉サービスについて

○介護保険の利用状況については、40 歳以上の方の 25.1%の方が介護保 険サービスを利用されています。

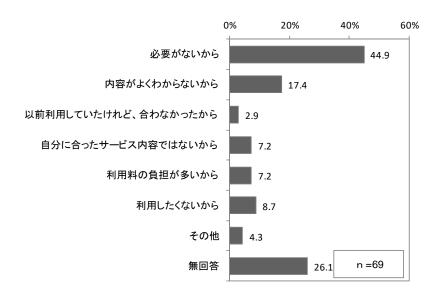


〇障害福祉サービスの、利用度の高い項目と利用希望度の高い項目は下表のとおりです。

利用度の高い項目	利用希望度の高い項目
⑦自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	⑭相談支援
19相談支援	①居宅介護(ホームヘルプ)
⑥生活介護	⑦自立訓練 (機能訓練、生活訓練)

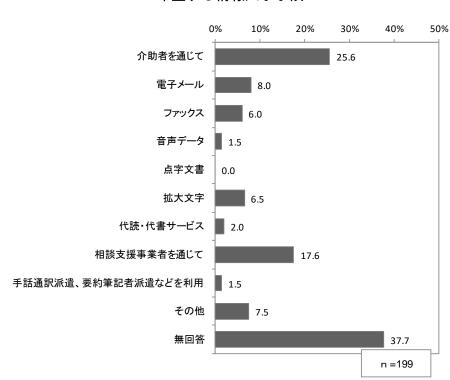
〇現在、障害福祉サービスを利用していない方が、サービスを利用しない理由としては、「必要がないから」という割合が最も高くなっていますが、「内容がよくわからないから」という方も、17.4%と多くなっています。

障害福祉サービスを利用していない理由 (障害福祉サービスを利用していない方限定)



⑦ 相談・情報について

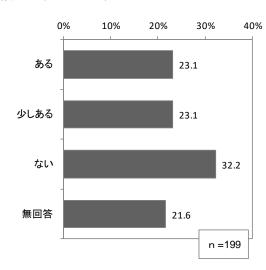
- 〇主な相談先については、「家族や親せき」が 60.8%で最も多くなっています。「行 政機関の相談窓口」に相談すると回答した方は 9.0%となっています。
- ○障害のことや福祉サービスなどの情報の入手先としては、「家族や親せき、友人・知人」が最も多くなっています。次いで、「行政機関の広報誌」や「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」も多くなっています。
- 〇障害のことや福祉サービスについての情報を受け取るのに希望する方法としては、 「介助者を通じて」や「相談支援事業者を通じて」が多くなっています。



希望する情報入手手段

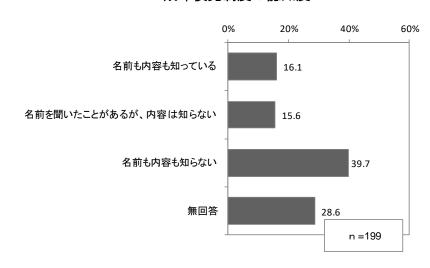
⑧ 権利擁護について

○差別や偏見を受けたり、嫌な思いをしたことがあるかについては、『ある(「ある」+「少しある」)』が 46.2%となっており、「外出先」や「住んでいる地域」で嫌な思いをした経験が多くなっています。



差別や偏見を受けたり、いやな思いをしたことがあるか

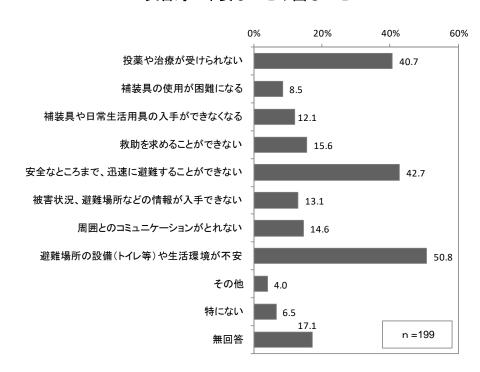
〇成年後見制度については「名前も内容も知らない」という方が、39.7%と最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」という方も 15.6%となっています。



成年後見制度の認知度

⑨ 災害時の避難・対策について

- 〇火事や地震等の災害時の避難については、一人で避難「できない」方が 33.2%で 最も多くなっています。
- 〇近所の助けてくれる方の有無は、「いる」が 25.1%、「いない」が 19.6%となって いますが、「わからない」と答えた方が、36.7%と最も多くなっています。
- 〇火事や地震等の災害が発生した時に困ることについては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」、 「投薬や治療が受けられない」が多くなっています。



災害時に不安なことや困ること

⑪ 自由意見について

〇自由意見としては、「福祉サービスの充実」や「情報提供・コミュニケーション支援の充実」、「移動支援の充実」についての意見が多くなっています。「福祉サービスの充実」では「買い物ができる店が無く、困っている障害者、老人が多い」や「土日のヘルパーさんがおらず、ショートステイの受け入れ日数が少ない」という意見があり、「情報提供・コミュニケーション支援の充実」については「障害福祉サービスについての情報が『広報こうら』ではわかりづらい」という意見があり、「移動支援の充実」については、「巡回バス(無料)で病院や店、役所などに自由に行けるようにして欲しい」という意見がありました。

(5) 計画策定に向けた課題

アンケート結果から、計画策定に向けた今後の課題を抽出すると次のとおりです。

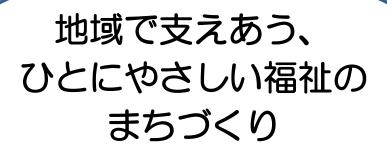
- 〇障害者の高齢化が進んでおり、障害のある方のうち、特に高齢者のひとり暮ら しが多いため、介護施策との連携を強化していくことが必要。
- ○介助者の高齢化も進んでいるため、介助者への支援の充実が求められている。
- ○外出時に困ることとして「階段や段差が多いこと」と答える割合が多いため、 歩道や建物のバリアフリー化を推進することが必要。
- ○「今後、収入を得る仕事をしたい」という方や、「職業訓練などを受けたい」と 思う方が多いため、就労支援に力を入れる必要があり、さらに「職場での障害 や障害者への理解」を促進するための方策が求められている。
- ○障害福祉サービスについて、「自立支援」と「相談支援」が利用度・利用希望度 共に高くなっているため、それぞれのサービスについて引き続き充実させてい くことが重要。
- 〇既存の情報提供の充実はもちろんのこと、必要な情報が必要な方に行き渡るよう情報提供のさらなる充実が必要。
- 〇成年後見制度について「名前も内容も知らない」という割合が高いので、制度 についての周知をはじめ、住民の障害への理解を深めるために権利擁護に関す る情報の発信が必要。
- ○災害時に一人で避難できないと答える割合が高く、「安全なところまで迅速に避難することができない」という方も多いので、避難援助の推進が求められている。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「第2次甲良町障害者基本計画及び第4期甲良町障害福祉計画」において、 『地域で支えあう、ひとにやさしい福祉のまちづくり』を基本理念とし、町内在住の障害のある人が、可能な限り自立して快適に暮らせるような仕組みづくりをめざしてまいりました。

「第3次甲良町障害者基本計画及び第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画」においては、「第2次甲良町障害者基本計画及び第4期甲良町障害福祉計画」の基本理念を引き継ぎながらも発展させていき、だれもが地域とのかかわりの中で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざします。





2 基本方針

以下の4つの基本方針に基づいて、本計画の施策を展開していきます。

基本方針1 障害に対する地域理解と協力の促進

障害のある人が地域で生活し続けるためには、障害のある人もない人も、ともに生活できる社会を実現していかなければなりません。そのためには、障害に対する地域の理解を深め、地域でともに暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす人権意識、そして支援を必要とする人を町民同士で助けあい、支えあう福祉意識を高めていくことが必要です。

障害への理解を深めるための広報・啓発活動をはじめ、交流やふれあいの機会を充実させていくとともに、子どもの頃から人権教育及び福祉の心を育てる教育を進め、心のバリアフリー化を推進します。また、ボランティアの育成やNPO³、当事者団体の活動の促進を図るとともに、地域福祉活動を促進し、障害のある人が地域で安心して生活し続けられるよう、町民同士で支えあい、協力できる地域づくりを推進します。

基本方針2 地域生活を可能とするケア体制づくり

障害のある人の地域生活を支えるためには、一人ひとりの障害に応じた生活支援体制の整備や、保健・医療・介護・教育・福祉等の分野を問わず包括的に相談・支援を行っていくことが必要となります。

障害のある人が身近な場で相談でき、必要な支援へのつなぎや生活上の不安等を解消することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、障害のある人のライフステージ⁴ごとの多様なニーズに対応するため、自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスやリハビリテーション⁵、医療サービス等の充実と提供基盤の整備に努めます。さらに、障害に応じた適切なサービスの利用や地域生活の実現が図れるよう、地域障害者自立支援協議会を活用した支援体制の充実と、障害のある人の権利を擁護する体制づくりに取り組んでいきます。

4 ライフステージ: 人の生涯における、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの 段階。

³ NPO: Non Profit Organization の略で、民間非営利組織と訳される。医療・福祉、環境、 災害復興、地域振興等、様々な分野の市民運動やボランティア活動等を行う団体(組織)のこと。 NPO法人(特定非営利活動法人)は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行う 法人。

⁵ リハビリテーション: 障害のある人等が社会生活に復帰するために行う、総合的な治療的訓練。 身体的な機能回復訓練だけでなく、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

基本方針3 自立と社会参加を促進する支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが、障害に応じた自立のスタイルを確立できるようにするには、障害の早期発見と早期対応が重要となります。また、子どもの頃から、持てる能力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実が必要です。

各種健診を通じた障害の早期発見と、発見後に療育や障害に応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制づくりを進めます。また、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた指導ができるよう、乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教育や育成支援体制の整備を図ります。

さらに、働くことにより生活を支え、社会参加や自己実現、生きがいを得ることができるよう、関係機関と連携し、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。また、文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等の地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関や団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場や生きがいづくりの場の拡充を図ります。

基本方針4 安心して暮らせる地域環境づくり

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送るとともに、様々な活動に参加し やすい環境となるよう、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物等に対するバリアフ リー化を推進します。また、各種の施設・設備の整備にあたっては、だれもが利用しや すいように配慮するユニバーサルデザイン⁶の考えのもと、福祉のまちづくりを進め、安 心・安全な環境の整備を図ります。

さらに、障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムづく りについても、地域や関係機関と連携し整備を図ります。

.

⁶ ユニバーサルデザイン:障害の有無、年齢、性別等に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。

3 重点施策

本計画では、以下の3つの施策を、重点施策として推進していきます。

〈重点施策1〉 発達障害に対する支援体制づくり

発達障害については、平成 17 年度に発達障害者支援法が施行され、本格的な支援体制の構築が進められていますが、対象者の把握を含め、現在も支援体制が不十分であり、社会や介助者の理解も十分には進んでいない状況です。

発達障害のある人や、その介助者が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、発達障害の早期発見から就労まで、包括的な支援が図れるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。 さらに、発達障害のある子どもの放課後や休日における支援体制づくりを推進します。

〈重点施策2〉 地域障害者自立支援協議会を核とした支援の実施

障害のある人が支援を受けながら地域の中で生活し続けるには、適切な相談支援が行える体制の構築が最も重要です。現在本町では、役場窓口、相談支援事業所やサービス事業所、医療機関等が相談に応じていますが、それぞれが別々に活動しており、課題の共有ができていない状況です。それぞれの課題に応じた適切な対策を行うには、関係機関が相互に連携することが重要です。

そこで、湖東圏域(1市4町)で作る湖東地域障害者自立支援協議会において、相談支援事業所の中核となる基幹相談支援センターを「彦愛犬地域障害者生活支援センターステップあップ 21」内に設置し、相談支援体制の充実を図るとともに、課題の整理・調整等の取り組みを進めます。

〈重点施策3〉 就労支援の充実

働くことは単に障害のある人の経済的基盤を充実させるだけでなく、生活に一定のリズムをつくることで生活習慣の向上や社会参加、生きがいを得ることにもつながる大事な活動です。しかし、就労意欲はあるが働けない人がいること、また、就労しても長期間にわたり就労し続けることに不安を抱えている障害のある人が多いことも現状です。

このため、公共職業安定所(ハローワーク)、働き・暮らしコトー支援センターやサービス事業所等と連携し、雇用の場へのつなぎの支援や就労後のアフターフォローや働くための生活の場の確保等、就労支援の充実を図るとともに、公共施設における就労機会の拡充に努めます。

4 施策体系

【基本方針】 【基本施策】 【基本理念】 ①啓発・広報活動の充実 地 1. 障害に対する ②福祉教育の推進 域 地域理解と 協力の促進 ③交流・社会参加活動の充実 で支えあう、 ④地域福祉活動の促進 (1)情報提供・コミュニケーション支援の充実 ②相談体制の整備 2. 地域生活を 可能とする ③障害の早期発見・早期療育 ケア体制づくり ④保健・医療・介護との連携強化 ⑤権利擁護の推進 ①一貫した教育支援体制の構築 や さ 3. 自立と社会参加を ②福祉サービスの充実 促進する 支援体制づくり ③雇用の促進 い ④職業訓練と福祉的就労の充実 福 ①住みよいまちづくりの推進 祉 4. 安心して暮らせる ②住環境の整備 のまちづくり 地域環境づくり ③防災・防犯対策 重点施策 (1)発達障害に対する支援体制づくり (2)地域障害者自立支援協議会を核とした支援の実施 (3) 就労支援の充実

第4章 障害者施策の推進

1 障害に対する地域理解と協力の促進

(1) 啓発・広報活動の充実

【現状及び課題】

本町では、広報紙や広報紙やホームページを活用し、障害に対する理解啓発・広報活動をしていますが、町民の障害に対する理解はまだ十分でない状況です。

今後は、町民一人ひとりが障害や障害特性等を理解した上で、障害のある人にとって のあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていくことが求められています。また、 障害のある人もない人もともに生活するための環境整備や、障害に対する正しい知識の 普及が重要だといえます。

【施策の方向性】

- 〇町ホームページや広報紙等の情報媒体の活用や障害者週間等の強化期間、イベント活動等を利用し、啓発に努めます。
- 〇学校や地域における福祉教育を推進することで、障害のある人に対する町民の正確な 理解を深め、障害のある人もない人もともに生きる「ノーマライゼーション⁷」の理念 の浸透を図ります。

【施策と内容】

施策	内容
啓発活動の推進	◆広報紙やホームページの活用、人権啓発パンフレットの配布等を
	通じて、町民の障害への理解促進を図ります。
	◆人権相談に関する窓口体制の整備や周知を行い、相談しやすい環
	境づくりに努めます。
	◆役場内職員への研修・講習会等により、障害に関する意識の向上
	に努めます。

⁷ ノーマライゼーション:障害のある人を含め、すべての人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会をめざすという考え方。

施策	内容
「障害者週間」	◆「障害者雇用支援月間」(9月)、「障害者週間」(12月3日~12
等の周知	月9日)、「人権週間」(12月4日~12月10日)の周知を図る
	とともに、湖東圏域(1市4町)合同で「障害理解を深めるため
	の講演会」等の行事の開催を計画します。
新たな障害への	◆内部障害や学習障害(LD) ⁸ 、注意欠陥・多動性障害(ADH
啓発促進	D) ⁹ 、自閉症等の発達障害・精神障害等、町民の理解の進んで
	ない障害について理解の促進に努めます。

(2) 福祉教育の推進

【現状及び課題】

障害のある人もない人もともに生きる社会を実現し、豊かな社会をめざすため、障害のある人への理解の促進を図ることが必要です。

本町では、教育機関と連携し、福祉教育の推進を図っています。障害の理解には、児童生徒の年齢等に応じて行う、学校における福祉教育の役割が大きく、さらなる福祉教育の充実が求められています。

地域住民に対し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ることも重要な課題となります。

【施策の方向性】

〇各学校で実施されている総合的な学習の時間等を通じて、人権の大切さや障害のある 人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助けあい等福祉の心を育む教育を推進 します。

- ○家庭・地域・職場等、町民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権・福祉について学べる場の充実に努めます。
- 〇障害のあるなしにかかわらず、児童生徒がともに相互理解を深めるため交流促進を図ります。

_

⁸ 学習障害(LD):発達障害の一種で、知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する等の能力のうち特定のものの習得や使用が困難な障害のこと。

⁹ 注意欠陥・多動性障害(ADHD) 多動性・衝動性と注意力の障害を特徴とする、発達障害の一種。

【施策と内容】

施策	内容
学校等における福	◆総合的な学習の時間を利用した手話教室や車椅子体験講座の
祉・人権教育の推	開催、福祉施設の訪問、児童生徒の障害に関するボランティア
進	活動の推進等、学校・事業所・団体等の連携を促し、学校等に
	おける福祉・人権教育を推進します。
地域社会における	◆町民人権問題学習講座の開催等、障害のある人をはじめとする
福祉・人権教育の	人権啓発を行う講座・学習会や、イベント活動の充実に努めま
推進	す。
	◆町民の学習機会の拡充を図り、地域や職場における福祉・人権
	教育を推進します。
福祉教育活動への	◆福祉に関する資料の貸出や情報提供に努め、各種講演会や講
支援	座・教室・研修会等、地域における福祉教育活動の促進を図り
	ます。

(3)交流・社会参加活動の充実

【現状及び課題】

地域における障害のある人の理解の促進のためには、身近な場でのふれあいの機会づくりが大切です。

本町では、小学校における自主活動の時間を利用し、甲良養護学校へ訪問する等様々な機会を捉えて障害のある人に対する理解教育を実施しています。また、地域生活支援社会参加促進事業として、社会福祉協議会や手をつなぐ育成会と連携して、各種交流事業を行っていますが、会員の高齢化や新規入会者の減少等の課題はあります。

今後、より多くの町民が障害のあるなしにかかわらず、ともにふれあうことを通じて 互いの理解を深めることができる場を充実させていくとともに、より身近な地域におい ても多様な交流を図ることが重要となります。

【施策の方向性】

- 〇障害に関する理解を深めるために、身近なきっかけづくりの場となる学校や地域において、障害のある人や障害のある子どもと町民との交流活動の充実を図ります。
- ○障害のある人の健康の維持や増進、自己実現の観点から、スポーツ・文化・芸術活動 を積極的に推進し、障害のある人の社会参加の機会の拡充や交流の場づくりに努めま す。

【施策と内容】

施策	内容
学校等における交	◆学校等における総合的な学習の時間やボランティア活動等を
流活動の推進	活用し、特別支援学校(養護学校等)や福祉施設において、障
	害のある人や障害のある子どもと町民との交流活動を推進し
	ます。また、活動後も継続的な交流が行える仕組みづくりにつ
	いて検討します。
地域社会における	◆関連団体・関係機関と連携しながら、地域におけるイベント・
交流活動の推進	フェスティバル等への障害のある人の積極的な参加を推進し
	ます。
	◆障害者いきいきサロン等、地域における日常的な交流の場の充
	実に努めます。
	◆スペシャルオリンピックス(SO)¹ºの活動機会を活用し、多
	くの人との交流を通じて社会性を育むことや自立への意識向
	上を促進します。
スポーツ・文化・	◆各種障害者団体や事業所等が開催するスポーツ・文化・芸術活
芸術活動の推進	動等各種交流活動に際して、介助ヘルパーや手話通訳者・要約
	筆記者11を派遣する等、円滑な開催支援に努めます。
	◆窓口対応等の機会を捉えて、障害者団体活動の広報を行う等、
	団体活動の活発化をめざします。
	◆障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピック
	ス(SO)の活動を推進し、健康や体力の増進、スキルの向上
	をめざします。





のある人のために要約筆記を行う人。

¹⁰ スペシャルオリンピックス (SO): 知的発達障害のある人たちに、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である協議会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織。 11 要約筆記者: 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者等の聴覚障害

(4) 地域福祉活動の促進

【現状及び課題】

本町では、集落ごとの地域自治活動が活発であり、産業・福祉・教育・文化・環境・防災・防犯等、様々な分野において町民自身による活動を展開し、生活環境の向上に取り組んでいます。地域理解を深め、地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築と社会資源の改善・開発等、本町に合った取り組がさらに求められています。

また、今後は、若い世代や移住者等が地域に溶け込みやすいような態勢づくりについても地域の団体等と連携し検討を進めることが必要です。

【施策の方向性】

○集落ごとの自治活動を推進するとともに、ボランティア団体・町民・役場・NPO・ 民間企業等が連携し、障害のある人を社会全体で支える体制づくりをめざします。

【施策と内容】

施策 内容 地域自治活動の充 ◆障害のある人の支援ネットワークの構築を行う等、障害のある なしにかかわらず住みよい地域となるよう、地域自治活動にお 実 ける障害者福祉の充実をめざします。 ◆地域の中で見守り、助けあいが必要な人に対して、地域住民を はじめ、自治会、民生委員・児童委員¹²、社会福祉協議会等に よる小地域ネットワークの形成を図ります。 NPO・ボランテ ◆NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、活動の周 ィア団体等の育 知や、活動の場の提供、人材の発掘・育成等を行います。 成•活動支援 ◆団体同士や、役場と関連機関とのネットワーク形成に努めま 各種福祉奉仕員の ◆様々な福祉活動を支える幅広い人材の確保を図るため、点訳・ 朗読・ガイドヘルパー13、手話通奉仕員等の養成講座や講習会 養成支援 の開催に努めます。

¹² 民生委員・児童委員:民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方 公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に務め、児童福祉 法に定める児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中 の心配ごとなどの相談・支援等を行う。主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当する。

¹³ ガイドヘルパー:移動介護従事者として都道府県知事の行う研修を修了した者のこと。障害のある人の外出を介助し、自立と積極的な社会参加を促進する。

2 地域生活を可能とするケア体制づくり

(1)情報提供・コミュニケーション支援の充実

【現状及び課題】

障害のある人のコミュニケーション手段や情報入手手段を確保することは、社会参加の促進と、安心して地域生活を送る上で重要となります。また、インターネット等情報通信技術を活用することで、障害のある人のコミュニケーション手段や情報入手手段が改善されるため、これらの利用を促進していくことも必要となります。

アンケート調査結果によると、障害福祉サービスについての情報が『広報こうら』ではわかりづらい」という声も聞かれました。また、障害のことや福祉サービスについての情報を受け取るのに希望する方法としては、「介助者を通じて」や「相談支援事業者を通じて」が多くなっています。

障害のある人が地域で生活していくために既存の情報提供の充実はもちろんのこと、 必要な情報が必要な方に行き渡るよう情報提供のさらなる充実が必要です。

【施策の方向性】

- ○障害のある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保するため、広報紙やインターネット等の多様な媒体を活用した情報提供を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を進めていきます。
- 〇インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用による幅広い情報入手や、コミュニケーション手段の確保を支援していきます。

施策	内容
広報等による情報	◆広報紙やパンフレット・リーフレット、インターネット等、各
提供の充実	種広報媒体を活用し、福祉サービスや新しい制度の周知を図り
	ます。
	◆資料の点字化・SPコード ¹⁴ 化や録音テープの作成、文字が大
	きくみやすい紙面構成を行う等、すべての障害の特性に配慮し
	た情報提供に努めます。
窓口等における情	◆窓口において、手帳交付時や各種事務申請時等の機会を捉え、
報提供の充実	制度やサービス等の情報提供を行うとともに、事業所や病院、
	団体活動時等の様々な機会を活用し、必要な情報の周知に努め
	ます。

¹⁴ SPコード:専用の機械で読み取ることで、音声による再生が可能なコード。

施策	内 容
窓口業務効率の向	◆情報提供窓口の整備や、電子申請や施設予約システムの導入等
上	業務のIT ¹⁵ 化を図る等、事務の効率化に努めるとともに、情
	報提供の方法や内容の充実を図ります。
コミュニケーショ	◆手話通訳者・要約筆記者の派遣等、コミュニケーション支援を
ン支援の充実	行います。
	◆手話通訳奉仕員養成講座の開催、要約筆記・点訳・朗読等ボラ
	ンティアの育成支援に努めます。
	◆役場職員の手話教室等各種講習会への参加を促し、資質の向上
	に努めます。

(2) 相談体制の整備

【現状及び課題】

障害のある人の地域生活を支えるには、障害のある人のニーズを把握し、適切な支援 へとつなぐ相談支援が重要になります。相談事業を有効に実施していくためには、相談 員と障害のある人との信頼関係が不可欠であり、各種相談員の資質の向上や、様々な相 談支援機関の周知・活用とともに、相互連携・情報共有の仕組みづくりを図る必要があ ります。

本町では、相談窓口として保健福祉センターによる総合相談をはじめ、各担当課によ る人権相談、労働行政職業相談、保健・教育相談等を実施しています。また、保健福祉 センターにおいて障害の特性に配慮した相談支援に努めていますが、窓口の明確化や今 後の相談対応の充実が求められています。

地域においては、地域総合センターで日常生活から就労における様々な問題、悩みの 相談に応じています。また、湖東福祉圏域においてはステップあップ 21 や地域活動セ ンターまな等の相談支援事業所、働き暮らし応援センターで専門的な相談支援を行って います。

【施策の方向性】

○障害のある人が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、相談支援事業 の充実を図るとともに、必要に応じて湖東地域障害者自立支援協議会での検討や、基 幹相談支援センターとの連携を強化し対応します。

○個別の困難ケースへの支援や共通課題の解決に向けた協議、関係機関のネットワーク の構築を図るため、地域障害者自立支援協議会を活用し、障害のある人が自立した地 域生活を送ることができるよう支援していきます。

¹⁵ IT:Information Technology(情報技術)。コンピュターやデータ通信に関する工学及び 社会的な応用技術の総称。

- ○役場内窓口や子育て支援センター、地域総合センター、相談員、相談事業所等により、 地域において身近な相談支援体制を構築し、日常生活やサービス利用に関する悩みに 対応します。
- ○問題点や改善点を関連機関で検討する仕組みづくりをめざします。

施策	内容
相談窓口の充実	◆担当課における相談対応の充実に努めるとともに、関係各課と
	連携して窓口の明確化と周知を図ります。
	◆車椅子の貸出、各種申請書類の代筆、筆談を行うとともに、手
	話講習の受講による職員の資質向上等を図り、窓口対応の充実
	を図ります。
	◆子育て支援センターや地域総合センターを活用し、身近な地域
	での相談窓口の充実を図ります。
相談事業所•相談	◆各種相談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用援助や日常
員の充実	生活における悩みの解消、専門機関への紹介等を行い、身近で
	利用しやすい相談支援をめざします。
相談支援機関との	◆ライフステージや障害の特性に応じた適切かつ多様な相談が
連携強化	行えるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等、各種関係機関
	の連携強化を図ります。
	◆相談支援事業所等、関係機関との連携・協力による専門的な相
	談窓口の定期的な設置等を検討します。
相談支援体制の充	◆地域障害者自立支援協議会において、関係機関の連携やサービ
実	ス調整、困難事例への対応等、窓口での相談支援を支える仕組
	みづくりを行います。



(3) 障害の早期発見・早期療育

【現状及び課題】

障害の早期発見・早期対応として、妊婦健康診査の結果や妊娠期の疾病等の情報提供も含めた保健・医療・福祉の連携をもとにした対応が求められます。また、乳幼児期の健康診査や発達相談を通した障害の早期発見と早期支援等のフォロー体制の充実及び保健・医療・福祉の連携による体制の充実を図ることが必要になります。

本町では、必要な児童に療育教室や放課後等デイサービス、児童発達支援等のサービスを提供し、適切な支援につなげているほか、安定した子育て環境を支援していくため、子育て支援事業の一環として、子育て支援センターや地域総合センターにおいて親子ふれあい教室やあそびのひろば、子育て講演会等様々な事業により、子どもや親同士の交流や相談対応を行っています。また、就学指導委員会においては、保健・医療・福祉・保育・教育の現場が連携し、よりよい支援をつなぐための検討をしています。

しかし、障害の複雑化による判断の難しさや、早期療育に関する保護者の理解や協力 に時間がかかる場合があること等が課題となっています。

【施策の方向性】

- 〇障害の早期発見につながる健診体制の充実や保護者への情報提供をはじめ、保健・医療・教育機関との連携を強化し、発見から適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。
- 〇障害のある子どもへの継続的な支援ができるよう、個人情報の保護に留意しながら、 関係機関の相互連携を促進します。

施策	内容
健康診査の充実	◆妊婦検診、乳幼児健診等、各種健診の内容の充実とともに受診
	率の向上を図り、障害の早期発見に取り組みます。
障害児療育の充実	◆療育教室や放課後等デイサービス、児童発達支援等において、
	早期に適切な指導が受けられるよう、保健師・保育士との連携
	による対象者の早期把握とともに、療育環境の充実に努めま
	す。
子育て家庭等への	◆妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保
訪問指導の推進	健師等が妊婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持
	増進を図るとともに、保健指導、障害の早期発見、育児相談等
	に応じます。
	◆子育て支援センターや地域総合センター等の関係機関と連携
	して未就園児訪問を実施し、子育ての孤立化、孤独化を防ぐと
	ともに、個々の課題に適した支援を行います。

施策	内容
発達障害児支援の	◆保健・教育・福祉・医療の関係機関によるネットワークを形成
充実	し、学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)等
	の発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な
	支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
障害のある子ども	◆障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に
への相談支援体制	応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指
の整備	導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。
	◆町が指定する特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者との
	連携のもと、障害のある子どもの障害児通所支援の利用にあた
	って、障害児支援利用計画の作成を行います。
児童発達支援の充	◆障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある
実	子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団
	生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施するよう
	努めます。

(4) 保健・医療・介護との連携強化

【現状及び課題】

障害の要因となる疾病は多様化・複雑化しており、ストレス等による心の問題を抱えた人も増加していることから、対象が子どもから高齢者まで幅広くなっています。

本町では、成人期について、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置き、増加する生活 習慣病の早期発見・早期治療につなげ障害の発生を防ぐため、特定健康診査・保健指導 を実施しています。

障害の早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するため、保健・医療・福祉の連携による体制の充実を図るとともに、近年、周知されつつある発達障害のスクリーニングとフォロー体制の整備に向けた検討が課題となっています。

また、疾病や障害の予防に重点を置いた保健・医療を推進することが重要であり、地域で自立した生活を継続するために、障害の発生を防ぎ、悪化防止を図るための実施体制を整えて、受診者を増加させていくことも重要な課題となっています。

アンケート調査結果によると、アンケート調査障害者の高齢化が進んでおり、障害のある人のうち、特に高齢者のひとり暮らしが多いため、介護施策との連携を強化していくことが必要です。また、介助者の高齢化も進んでいるため、介助者への支援の充実も必要です。

【施策の方向性】

- ○障害のある人が身近な地域で適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、リハビリテーション体制の確立と医療体制の充実を図ります。
- 〇生活習慣病等の疾病による障害の発生や悪化を予防するため、保健指導や健康教育等、 町民の健康づくりを促進する事業を推進します。
- ○介護保険サービスとの連携を強化し、高齢の障害のある人への支援の充実を図ります。

施策	内 容
健康診査の充実	 ◆疾病及び障害の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。 ◆健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。 ◆特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化を予防します。
	◆各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。
医療費助成制度の 実施	◆障害者総合支援法による自立支援医療の給付を実施します。 ◆重度心身障害者(児)福祉医療費助成を実施します。
医療体制の充実	◆医師会、歯科医師会との連携のもと、町民が必要な時に適切な 治療を受けることができるように、診療機能の向上を働きかけ ます。 ◆歯科診療に際して障害のある人が受診しやすいよう、支援に努 めます。
リハビリテーショ ン体制の充実	◆医療機関等と連携しながら、リハビリテーション体制の基盤確保に努めます。
難病・重度障害等 への支援	◆難病・重度障害のある人等とその家族の療養上の不安や介護の 負担を軽減する等、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・ 福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

施策	内容
精神保健福祉施策	◆精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に
の推進	努めます。
	◆精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療
	に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。
	◆生活の場の確保や医療の保障、町民の理解を促す等、地域にお
	いて精神障害のある人が安心して暮らせる環境づくりをめざ
	します。
介護保険サービス	◆介護保険施策との連携を図るとともに共生型サービス ¹⁶ のあり
との連携強化	方についての検討を行います。

(5) 権利擁護の推進

【現状及び課題】

本町では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、 成年後見制度*の利用支援や障害のある人の日常的な金銭管理を支援する事業を実施し ています。今後は、障害のある人や介助者・家族の高齢化が進むことが考えられ、障害 のある人の財産管理や日常的な金銭管理等の支援がますます重要となっています。

また、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、虐待の防止や早期発見等の対応が求められています。障害のある人の権利擁護の観点からも、地域における関係機関との連携を図りながら、必要に応じて湖東地域で設置している虐待対応のためのシェルターを活用し、緊急性が高い場合一時保護等の対応を図ります。

アンケート調査結果によると、成年後見制度について「名前も内容も知らない」という割合が高いので、制度についての周知をはじめ、住民の障害への理解を深めるために 権利擁護に関する情報の発信が必要です。

【施策の方向性】

- 〇相談支援事業所や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、権利 擁護を必要とする障害のある人の支援に努めます。
- ○障害者虐待防止法に基づいた虐待の防止や、早期発見等へ向けた対応を行います。

¹⁶ 共生型サービス:介護保険事業所や障害福祉事業所が共生型サービスの指定を受ければ、高齢者と障害児・障害者を一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになるサービスのこと。

施策	内容
成年後見制度利用	◆成年後見制度利用支援事業を推進するとともに、高齢者施策に
支援事業の推進	おける成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権
	利擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。
日常生活自立支援	◆サービスを必要とするすべての人に、利用の機会が適切に与え
事業 ¹⁷ の推進	られるよう、日常生活自立支援事業の浸透に努めます。
関係機関との連携	◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会等関係機関との連携を強
推進	化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワ
	ークの構築を図ります。
	◆判断能力に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、福
	祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う
	権利擁護事業を推進します。
障害者虐待の防止	◆障害者虐待防止法に基づく虐待の防止や早期発見等の対応を行
等に関する施策の	います。
推進	◆虐待の防止や虐待を受けた人の保護等を図るため、湖東圏域で
	一時保護のためのシェルターを確保し、対応します。



¹⁷ 日常生活自立支援事業:知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう、利用者の権利を擁護することを目的とする事業。

3 自立と社会参加を促進する支援体制づくり

(1) 一貫した教育支援体制の構築

【現状及び課題】

本町では、就学している障害のある子どもについて、小・中学校で個別の支援ファイルを作成しています。また、湖東広域衛生管理組合に心理士を配置し、近隣4町(本町、愛荘町、豊郷町、多賀町)の小・中学校に巡回訪問し、問題行動がある児童や障害が疑われる児童の指導に対するアドバイスや発達検査を行っています。

発達障害の早期発見・療育のためには、専門職の介入や継続的な支援、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関の密接な連携が不可欠です。また、就学先となる学校や保育センターの受け入れ体制の充実と、障害のある子どもの進路決定期となる中等教育の後半段階における進路の確保、障害の受容の困難性、保護者支援のあり方、周囲の理解不足といったことが課題となっています。

一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助(インクルーシブ教育)を原則とした、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備に向けた検討が進められていますが、国の方針が十分に現場まで浸透しているとは言い難いのが現状です。

【施策の方向性】

- ○学校への支援を強化し、保健・福祉等関連部局との連携により、障害のある子どもの 将来を見据えた一貫した教育を行う等、特別支援教育の推進体制の整備・充実を図り ます。
- 〇就学・就園指導の充実や学校教員等の知識・技能の向上による教育環境の整備に努めます。
- ○県に対して、障害のある子どもの進路の確保について働きかけを行います。

施策	内容
乳幼児期から就労	◆教育・医療・保健・福祉・就労等の関係機関の連携により、ネ
まで一貫した支援	ットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努
体制の整備	め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を
	図ります。
障害児保育の充実	◆町内各保育センターにおいて、必要に応じて保育士の加配を検
	討する等、家庭や専門機関との連携強化により、一人ひとりの
	障害の種類・程度に応じた適切な保育を推進します。
教育相談の充実	◆保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人
	ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、教育委員会・
	子育て支援センター・学校・家庭・関係機関が連携し、相談体
	制の充実を図ります。
	◆親子ふれあい教室、子育て講演会、あそびのひろば等、育児に
	関する交流会や勉強会を設けることで、相談や指導、交流ので
	きる機会を充実させます。
特別支援教育の推	◆身体障害や知的障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能
進	自閉症等の発達障害により、特別な教育的支援を必要とする子
	ども一人ひとりに応じた、教育内容の充実に努めます。
	◆学校教員の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研究・
	研修、実践的な交流会等を実施し、教員の専門性を高め学習指
	導の充実と向上を図ります。
	◆特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会を実
	施し、必要な人材の確保に努めます。
進路指導体制の充	◆教育委員会・学校・公共職業安定所・企業・相談事業所等の連
実	携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を行い
	ます。
学校生活における	◆障害の特性に応じた、学校施設のバリアフリー化に努めます。
バリアフリーの推	◆障害のあるなしにかかわらず、ともに学習等を行うことによ
進	り、児童生徒同士の理解と交流を促進します。
保育所等訪問支援	◆保育園等を利用している障害のある子どもに対し、障害児施設
の実施	等で訪問指導を行います。

(2) 福祉サービスの充実

【現状及び課題】

本町では、障害福祉サービスとして、居宅介護・重度訪問介護、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等の事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、地域生活支援事業として、移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業等を実施しています。

今後も、障害のある人の多様なニーズへの対応や、相談事業から福祉サービスの提供 につながるネットワークづくり、福祉サービスが利用促進されるための人材確保や障害 に応じた受け入れ体制を整える等、適切なサービス提供基盤の整備が必要です。

【施策の方向性】

- ○各種サービス事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活 支援事業等の障害福祉サービスの基盤整備を図ります。
- 〇日常生活への支援、各種負担の軽減策等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活 を支えるサービスの充実に取り組みます。

施策	内容
障害者ケアマネジ	◆相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障害
メントシステムの	のある人の自立に結びつく、適切なサービス利用を支援するケ
構築	アマネジメントシステムの構築を進めます。
自立支援給付事業	◆介護給付・訓練等給付にかかわるサービス提供体制の基盤整備
の充実	とともに、サービス内容の充実に努めます。
地域生活支援事業	◆障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、地域
の充実	生活を支援する各種事業を実施します。
補装具費の支給	◆身体上の障害を補うための用具の購入、修理費を支給します。
各種手当•給付金	◆障害児福祉手当、障害基礎年金、福祉医療費助成、精神障害者
制度の周知	通院医療費助成等、各種手当・給付金支給制度の広報に努めま
	す。
サービスに関する	◆役場・相談支援事業所やケアマネジャー等による、障害のある
情報・相談の仕組	人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援する等、包括的
みづくり	な情報提供・相談支援体制の構築を進めます。
重度障害者への適	◆重度訪問介護や重度包括支援等、重度の障害のある人に対応し
切な支援	た生活訓練事業等の利用支援を図るとともに、相談支援や交流
	促進等、障害に応じた適切な取り組みに努めます。

施策	内 容
自立支援医療の給	◆18歳以上の身体障害のある人の障害を軽減、または回復させ
付	るための手術や治療等、日常生活における適応能力を増進させ
	るために必要な自立支援医療(更生医療)の給付を行います。
	◆18 歳未満の障害のある子どもにおいては自立支援医療(育成
	医療)、精神障害のある人においては自立支援医療(精神通院)
	を受給できるよう関係機関と連携を図ります。

(3) 雇用の促進

【現状及び課題】

就労することは、障害のある人の経済的な自立を支える以上に、地域住民として豊かに、いきいきと生活していく上で重要となります。

アンケート調査結果によると、「今後、収入を得る仕事をしたい」という方や、「職業訓練などを受けたい」と思う方が多いため、就労支援に力を入れる必要があります。また、障害のある人「職場での障害や障害者への理解」を促進するための方策が求められています。

障害のある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、 その適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。また、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。

【施策の方向性】

- 〇障害のある人の雇用機会のさらなる拡大を図るため、企業に対して雇用を働きかけて いくとともに、公共職業安定所及び相談支援事業所、商工会等の関係機関との連携を 強化し、包括的な就労支援ネットワークづくりをめざします。
- ○役場内作業の業務委託について検討する等、雇用の拡大を図ります。

【施策と内容】

施 策 内 容 民間企業への啓 ◆企業訪問等を通じ、障害者雇用への啓発を行うほか、企業内に おける障害のある人の人権啓発や雇用環境の向上を図ります。 ◆法定雇用率18の遵守を促し、雇用の拡大をめざすとともに、身 近な地元企業での優先的雇用を促進します。 公的機関における を 役場等の公的機関において、障害のある人の雇用を促進すると ともに、委託可能作業の検討を行う等、雇用の拡大を図ります。

¹⁸ 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている障害のある人の雇用割合のこと。

施策	内容
福祉的就労施設等	◆障害者優先調達推進法に基づいて、福祉的就労施設等からの物
からの物品購入の	品・サービスの優先的な購入について検討します。
推進	
各種支援制度の周	◆企業や事業主に対して、ジョブコーチ制度をはじめとする各種
知	就労支援制度の周知・活用を行い、雇用を促進します。
施設・作業所への	◆福祉的就労施設の授産製品のPR及び生産支援、役場内におけ
支援	る委託可能作業の掘り起こしを行う等、安定した就労環境整備
	へ向けた支援に努めます。
就労相談・就労支	◆役場、地域総合センター、働き暮らし応援センター、公共職業
援のネットワーク	安定所等の関係機関との連携・情報共有を促進し、就労の前後
づくり	にかかわらず、障害のある人の就労相談を行うとともに、共同
	での相談窓口の開設に努める等、専門的な相談支援に努めま
	す。
	◆企業への障害者雇用に対する情報提供・相談支援に努めます。
医療機関との連携	◆医療ソーシャルワーカーをはじめ、医療機関との連携を強化
	し、安定的な就労に向けた支援体制の充実に努めます。

(4) 職業訓練と福祉的就労の充実

【現状及び課題】

職業訓練は、障害のある人が一般就労や継続的な就労をめざす上で重要となります。 本町では、障害のある人の就労支援を強化するため、障害者総合支援法に基づく就労 移行支援事業や就労継続支援事業等の訓練事業を実施しています。また、公共職業安定 所や働き暮らし応援センター、等において窓口を設けています。

今後は、多様な就労形態を提供できるよう、生産活動の機会を提供する福祉的就労の 場を確保していくとともに、福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者 の工賃水準の向上を図ることが課題となっています。

【施策の方向性】

〇就労に必要な知識・能力の習得を図るための職業訓練を推進するとともに、職場への 定着を支援し、一貫した就労支援による障害のある人の就労環境の充実を図ります。

施策	内容	
就労移行支援の充	◆一般企業への就職を希望する人に対して、就労に必要な知識及	
実	び能力の提供等を行う就労移行支援を推進します。	
実践的訓練機会の	◆公共職業安定所等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)	
充実	の利用を促し、障害のある人の職場適応への必要な助言等を行	
	い、職場への定着を支援します。	
	◆障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業) ¹⁹ を活用し、障害	
	のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的	
	な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。	
福祉的就労の充実	◆一般企業での就労が困難な人に対して働く場を提供し、知識及	
	び能力の向上のために必要な訓練を行う、就労継続支援を推進	
	します。	
	◆障害のある人の実態を把握し、広域的に、授産施設等の福祉的	
	就労施設の整備を検討します。	





¹⁹ 障害者試行雇用(トライアル雇用):企業が障害のある人を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れ、障害者雇用のきっかけを作り、一般雇用への移行を促進する事業。

4 安心して暮らせる地域環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【現状及び課題】

本町では、公共施設・道路・公園等の整備に際し、地域に住むすべての人が利用しやすくなるよう、その利便性と安全性の向上を図っていますが、アンケート調査結果によると、外出時に困ることとして「階段や段差が多いこと」と答える割合が多いため、歩道や建物のバリアフリー化を推進することが必要です。

【施策の方向性】

○「バリアフリー新法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築物や道路、公共交通機関等の生活環境の整備を行い、障害のある人をはじめ、 地域に住むすべての人が安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策	内 容
福祉のまちづくり	◆建築関係事業者をはじめ、町民一人ひとりに対して、だれもが
に関する啓発の推	利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図
進	り、福祉のまちづくりを推進します。
	◆役場内におけるユニバーサルデザインの製品の使用に努めま
	す。
公共施設における	◆役場や公民館、公園等の公共施設において、身体障害者用トイ
バリアフリー化の	レやオストメイト対応のトイレ、エレベーター、スロープ等の
促進	設置・改善を進め、バリアフリー化を図ります。
	◆身体障害者用駐車場の確保に努めます。
民間施設の整備・	◆民間施設の建設・整備において、県との連携・協力により「だ
改善へ向けた啓発	れもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた設
	計となるよう、啓発に努めます。
道路•交通安全施	◆安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜
設の整備	の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロック等、道路・交通安
	全施設の改良を計画的に推進します。
	◆道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を
	関係機関に要望します。

施策	内容
移動環境の充実	◆屋外での移動を支援する移動支援事業を推進します。
	◆すべての人が安全かつ容易に移動できるように、バス路線や本
	数の検討、低床バスやリフト付きバス等の導入を促進します。
	◆自動車運転免許取得や自動車改造費の助成、有料道路通行料金
	割引等、移動・交通に係る各種助成制度の周知を図ります。
	◆身体障害のある人が公共施設等を利用する際に、補助犬が同伴
	を拒否されないよう、「身体障害者補助犬法」の普及・啓発に
	努めます。

(2) 住環境の整備

【現状及び課題】

障害のある人の地域生活への移行が進められ、介助者の高齢化が進んでいる現在、地域において障害のある人が不自由なく暮らせる住環境の整備が求められています。 また、親亡き後の心配から、グループホームの設置の必要性が高まっています。

【施策の方向性】

○グループホーム等の共同生活の場や公営住宅の整備等、障害のある人がより身近な住み慣れた地域で、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策	内容
グループホーム等	◆既存施設や空き家の活用等、地域住民の協力を得ながら、グル
の確保	ープホーム等の整備に努めます。
民間住宅における	◆民間賃貸住宅等の建設・整備において、「だれもが住みたくな
バリアフリー化の	る福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた設計となるよう、指
促進	導・啓発に努めます。
住宅・生活環境の	◆住宅改修費の支給や住宅改修アドバイザーの派遣、排水設備新
整備	設補助等により、住みよい居住環境の整備に努めます。
	◆高齢者福祉施設等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消
	等、居宅における改修の支援に努めます。

(3) 防災・防犯対策

【現状及び課題】

現在、地域内の防災・防犯対策として、甲良町総合防災訓練において避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や安否確認等について、各集落と連携し、より具体的な取り組みが始まりつつあります。しかしながら、アンケート調査結果によると、災害時に一人で避難できないと答える割合が高く、「安全なところまで迅速に避難することができない」という方も多いので、避難支援のより一層の推進が求められています。

災害時の福祉避難所として保健福祉センターを指定しているほか、地域内に指定一時 避難所を設けていますが、避難所までの移動手段の確保や、避難後の介助要員の確保が 課題となっています。

【施策の方向性】

- 〇「甲良町地域防災計画」に基づき、災害等の緊急事態発生時における適切な情報提供 と救援及び支援の充実を図ります。
- 〇初動援護、避難誘導の仕組みづくりや、避難所のバリアフリー化、緊急時の介助体制の整備を行い、「避難行動要支援者個別支援計画」として取りまとめ、総合的な支援体制の構築を図ります。
- ○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者²⁰の名簿作成への理解を 進め、救援体制の整備充実を図ります。
- 〇障害のある人や高齢者が犯罪等に巻き込まれないよう、自治組織・関係機関・団体と 連携し、防犯体制を整えていきます。

²⁰ 避難行動要支援者:障害のある人等の防災施策において配慮を要する人(要配慮者)のうち、 災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正 により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

施策	内 容
地域における防災	◆避難行動要支援者名簿の活用や、防災マップ・避難マニュアル
体制の強化	の作成、地域連絡員の選定や地区連絡所の設置、総合的な防災
	対策を図ります。
	◆防災避難所となる公共施設において、障害に配慮した生活環境
	の確保に努めます。
	◆社会福祉施設に対して自主防災計画の作成を働きかけるとと
	もに、地域住民の協力による防災支援を行います。
	◆集落ごとの自主防災組織の活動・育成支援を行うとともに、役
	場や消防署等との連携による体系的な支援体制づくりに努め
	ます。
地域における防犯	◆防犯意識の向上を推進するため、広報等による啓発・周知を図
体制の強化	ります。
	◆自警団等の自主防災組織、警察、防犯関連協会・協議会等と連
	携し、地域巡回や防犯運動の推進を行うとともに、防犯灯の設
	置を推進する等、地域防犯体制の充実に努めます。
緊急時における支	◆防災無線等の通信機器の活用をはじめ、伝達手段の確保及び向
援体制の整備	上に努め、聴覚・言語障害のある人等に対しては、FAXやメ
	ールの活用等、障害に配慮した情報提供を図ります。
	◆緊急通報システムやFAX110番等の周知を図り、災害時に
	限らず緊急時に、情報を各地域及び町民に迅速・的確に伝達で
	きる体制の確立を図ります。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

◆ 計画の考え方

障害福祉計画・障害児福祉計画は、成果目標や数値目標・サービス見込み量等を定めるもので、計画期間は3年となります。

障害福祉計画の数値目標・サービス見込み量等の考え方については、障害者総合支援 法及び児童福祉法の改正(平成28年5月成立)を踏まえた「障害福祉サービス等及び 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(最終改正平成29年厚 生労働省告示116号)に即するものとします。

また、児童福祉法第 33 条の 20 第6項の規定に基づき、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を障害福祉計画と一体的に策定します。

◆ 成果目標の設定についての考え方

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32(2020)年度を目標年度とする障害福祉計画・障害児福祉計画において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、以下の事項に係る成果目標を設定します。また、成果目標を達成するための活動指標を計画に見込みます。

成果目標と活動指標の相関関係

成果目標

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等



活動

- 障害福祉サービスの必要な量の見込み及び確保方策
- 地域生活支援事業の見込み及び確保方策
- 障害児支援の見込み及び確保方策

1 平成32年度に向けた目標値の設定

障害福祉計画では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、めざすべき成果目標を定めることとされており、本計画では、 平成32(2020)年度を目標年度とした成果目標を定めることになります。

成果目標の基準は国が定めており、この基準を踏まえながら、県の目標との整合も図りつつ、本町における目標を設定するものとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に基づく考え方】

平成 28 年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとし、これに合わせて平成 32(2020)年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としています。

目標値の設定については、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とします。

項目		数值
平成 28 年度末時点の入所者数	(A)	5人
【目標值】		
(A) のうち、平成 32 (2020) 年度までの	(B)	1人
地域生活移行者数		
【目標值】	(0)	4 1
平成 32(2020)年度末時点の入所者数	(C)	4人
地域生活移行率	(B) / (A)	20.0%
入所者数削減率	((A)-(C))/(A)	20.0%

【成果目標を達成するための方策】

- 〇長年施設で生活する人の中には、在宅で生活する環境が整えば地域で暮らせる人もいるため、グループホーム等への円滑な移行を図り、地域生活に向けた支援体制の整備に努めます。
- 〇入所者の家族の合意形成を図りながら、地域での生活を希望する人の地域移行を支援 していきます。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム21の構築

【国の基本指針に基づく考え方】

平成 32(2020)年度末までに、すべての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に 携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数 市町村による共同設置であっても差し支えありません。

項目	数値等
【目標値】平成 32(2020)年度までに協議の場の設置	圏域で設置

【成果目標を達成するための方策】

〇湖東圏域1市4町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)での設置を検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点22等の整備

【国の基本指針に基づく考え方】

平成 32 (2020) 年度末までに各市町村または圏域等に少なくとも一つ整備することを基本としています。

項目	数值等
【目標値】平成32(2020)年度までに地域生活支援拠点等の整備	圏域で設置

【成果目標を達成するための方策】

〇湖東圏域1市4町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)での設置を検討していきます。

²¹地域包括ケアシステム:住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する包括的な支援・サービス提供体制のこと。

²²地域生活支援拠点:障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における障害者(児)の生活を支援するために相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に基づく考え方】

平成 32 (2020) 年度末までに、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行を基本としています。

平成 32 (2020) 年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加を基本としています。

平成 32(2020)年度末までに、就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3割以上の事業所を全体の5割以上基本としています。

就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を8割以上基本としています。

項目		数値
 (1)一般就労移行者数	平成 28 年度	0人
	【目標値】平成32(2020)年度	1人
(2) 就労移行支援事業所の利用	平成 28 年度	0人
者数	【目標値】平成 32(2020)年度	1人
(3) 就労移行率3割以上の就労 移行支援事業所の割合	【目標値】平成 32(2020)年度	_
(4) 就労定着支援事業による支	【目標値】平成31(2019)年度	_
援開始1年後の職場定着率	【目標値】平成 32(2020)年度	_

【成果目標を達成するための方策】

- 〇日中活動の場において自立訓練、就労移行等の訓練により、障害のある人に知識と能力を習得する機会を提供します。
- 〇障害のある人の正規雇用に向けて、公共職業安定所や働き暮らし応援センターと連携 し、トライアル雇用の増加、適性にあった職場の開拓に努めます。
- ○就職後は適宜フォローを行い、職場への定着を支援します。
- 〇サービス利用後、一般就労や就労継続支援への移行がスムーズに行えるよう、サービス事業所、関係機関間の連絡・調整等に努めます。
- ○就労移行支援事業の周知に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

【国の基本指針に基づく考え方】

平成 32 (2020) 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村及び圏域等に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。また、平成 32 (2020) 年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

平成 32 (2020) 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業 所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域等に少なくとも1箇所以上確保 することを基本としています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30(2018)年度末までに、 県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

項目	数值
【目標値】平成 32(2020)年度末までの、児童発達支援センターの 設置数	1 箇所
【目標値】平成 32(2020)年度末までに、保育所等訪問支援を利用 できる体制を構築	構築済
【目標値】平成 32(2020)年度末までの、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所
【目標値】平成 32(2020)年度末までの、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 箇所
【目標値】平成30(2018)年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	1 箇所 設置済

【数値目標を達成するための方策】

- 〇児童発達支援センター、保育所等訪問支援については、愛知・犬上4町での設置を検 討していきます。
- 〇重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所については、湖東圏域1市4町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良 町、多賀町)での設置を検討していきます。
- 〇医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、湖東圏域1市4町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)での湖東地域障害者自立支援協議会の重心部会を協議の場として活用設置済みです。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系は下図のとおりです。

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系

自立支援約	合付	
○居宅介護(ホームヘルプ)○同行援護○重度障害者等包括支援	○重度訪問介護 ○行動援護 ○自立生活援助	指定障害
○短期入所(ショートステイ)○生活介護○自立訓練○就労継続支援○共同生活援助(グループホー	○療養介護○施設入所支援○就労移行支援○就労定着支援ム)	青福祉サービス
○共同生活援助(クルーフホーム)○指定計画相談支援(サービス利用計画の作成等)○補装具費の支給○自立支援医療		i

地域生活支援事業

- ○理解促進研修・啓発事業
- ○自発的活動支援事業
- ○相談支援事業
- ○成年後見制度利用支援事業
- ○成年後見制度法人後見支援事業
- ○意思疎通支援事業
- 〇日常生活用具給付等事業
- ○手話奉仕員養成研修事業
- ○移動支援事業
- ○地域活動センター機能強化事業
- ○その他日常生活支援(日中一時支援等)

■ 児童福祉法に基づくサービス体系

- ○障害児通所支援
- ○障害児入所支援
- ○障害児相談支援等

3 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、日常生活上の支援等、障害のある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体
	介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的・精神障害により常に介護
	を必要とする人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・
	入浴・排せつ等の身体介護や、外出時における移動支援等を総合
	的に行うサービスです。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人等に対し、ガイドヘル
	パーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う
	サービスです。
行動援護	行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動する時の
	危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括	寝たきりの状態にある等、介護の必要性が高い人に対し、重度訪
支援	問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	393 時間	407 時間	407 時間
行動援護 重度障害者等包括 支援	28 人	29 人	29 人

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ○重度訪問介護等のサービス確保や利用が重複する時間帯の利用調整、提供サービスの 質の均一化を図る等、訪問系サービスの問題点や課題の検討を行います。
- ○知的障害のある人や精神障害のある人の障害特性を十分理解し、対応できるサービス 従事者の確保及び支援の質の向上に努めます。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは障害のある人の自立と社会参加を図るためのサービスであり、障害のある人それぞれのサービス需要に適切に対応することが必要となります。

【サービスの概要】

サービス名	内容		
生活介護	常時介護が必要な人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護		
	の提供を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供		
	等を行うサービスです。		
自立訓練(機能訓	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体		
練)	機能または生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法、		
	その他必要なリハビリテーション等を行うサービスです。		
自立訓練(生活訓	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活		
練)	能力の維持向上等のために、食事・入浴・排せつ等に関する必要		
	な訓練等を行うサービスです。		
就労移行支援	一般企業での雇用または在宅就労等が見込まれる人に対し、一定		
	期間、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサ		
	ービスです。		
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な障害のある人に、働く場を提供する		
(A型•B型)	とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービ		
	スです。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への		
	移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに就労への		
	移行に向けた支援を行うB型の2種があります。		
就労定着支援事業	一般就労した障害の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、		
【新規】	企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必		
	要となる支援を行うサービスです。		
療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、		
	療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行うサービスです。		
短期入所	介護者の疾病やその他の理由で、障害のある人を障害者支援施設		
	に短期間入所させ、食事・入浴・排せつの介助等を行うサービス		
	です。		

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
上 注入譯	407 人日分	407 人日分	424 人日分
生活介護 	23 人	23 人	24 人
自立訓練	0 人日分	0 人日分	0 人日分
(機能訓練)	0 人	0 人	0 人
自立訓練	0 人日分	0 人日分	0 人日分
(生活訓練)	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	20 人日分	20 人日分	20 人日分
机刀物订义版	1 人	1 人	1 人
就労継続支援	20 人日分	40 人日分	40 人日分
(A型)	1 人	2 人	2 人
就労継続支援	325 人日分	342 人日分	342 人日分
(B型)	19 人	20 人	20 人
就労定着支援 【新規】	0 人	0 人	1 人
療養介護	3 人	3 人	3 人
短期入所(福祉型)	5 人日分	6 人日分	7 人日分
	4 人	5 人	6 人
与相 3 元 () 医康州)	9 人日分	9 人日分	9 人日分
短期入所(医療型) 	2 人	2 人	2 人

- 〇日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスのサービス 提供基盤の充実に努めます。
- ○重度の障害のある人・精神障害のある人に対する支援等、現在不足しているサービス の確保に努めます。
- ○特別支援学校卒業後の進路について、家庭や関係機関・団体と連携し、確保に努めます。
- ○生活介護事業所・就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携し、特別支援学校を卒業する人等の個々のニーズに即した訓練や就労の場、余暇活動の場等を総合的に提供できるよう努めます。
- ○公共職業安定所や就労訓練等事業所と連携し、就労に関する支援を行います。

(3)居住系サービス

居住系サービスは入所・入院中の障害のある人の地域生活への移行を促進していくためのサービスであり、共同生活援助(グループホーム)等の居住基盤の確保が必要です。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を
【新規】	希望する知的障害者や精神障害者等に、理解力、生活力等を補う
	ため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相
	談・要請に応じた随時の対応を行うサービスです。
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の
	身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日における食事・入浴・排せつ等の
	身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の
	支援を行うサービスです。

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
自立生活援助 【新規】	0 人	0 人	1 人
共同生活援助	2 人	2 人	3 人
施設入所支援	5 人	5 人	4 人

- 〇共同生活援助(グループホーム)については、障害のある人の地域生活への移行促進に伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス事業所や障害者自立支援協議会と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。
- ○施設入所支援については、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に 基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化とサービス量の調整に努め ていきます。

(4)相談支援

障害福祉サービスを利用する人すべてが、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、適切な障害福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように、相談支援を行います。また、障害のある人の今後の生活ニーズを適切に踏まえ、地域移行及び地域定着を支援します。

【サービスの概要】

	サービス名	内容		
計画	i相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人に対し、支給		
		決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成する		
		とともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリン		
グ		グを行うサービスです。		
抽	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行するにあた		
kp		り、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービスです。		
		施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や居宅でひとり		
支		暮らしをする障害のある人等に対し、常時の連絡体制の確保や、		
援		緊急時の相談・支援等を行うサービスです。		

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
計画相談支援	60 人	61 人	62 人
地域移行支援	0 人	0 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	1 人

- 〇指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる 体制を整備します。
- ○県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人や単身の障害のある人等が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において市町村が実施主体であると 位置づけられた法定事業です。障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立し た日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ た柔軟な事業形態による事業を行います。

①必須事業

【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修•啓発	障害のある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」
事業	をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解
	を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
	です。
自発的活動支援事	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行
業	う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア
	活動等)の支援を行う事業です。
相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な
	情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うととも
	に、虐待の防止や早期発見のための関係機関・団体との連絡調整、
	権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
成年後見制度利用	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害・精神
支援事業	障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費の
	すべてまたは一部について補助を行う事業です。
成年後見制度法人	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体
後見支援事業	に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職に
	よる支援体制の構築等を行う事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ること
	に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行
	う事業です。
日常生活用具給付	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給
等事業	付・貸与を行い、自立した生活を促進する事業です。
手話奉仕員養成研	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支
修事業	援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術
	を取得した者)の養成研修を行う事業です。

事業名	内容		
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対してヘルパーを派遣する		
	等、外出する際の移動を手助けすることで地域における自立生活		
	や社会参加を促進する事業です。		
地域活動支援セン	障害のある人に創作的活動、軽作業等の機会の提供を行い、社会		
ター事業	との交流を促進する事業です。		

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
理解促進研修·啓発 事業	有	有	有
自発的活動支援事 業	有	有	有
相談支援事業		•	
相談支援事業所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用 支援事業	有	有	有
成年後見制度法人 後見支援事業	有	有	有
意思疎通支援事業			
手話通訳者•要約 筆記者派遣事業	2 件	2 件	2 件
日常生活用具給付等	事業	1	
介護・訓練支援用	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援 用具	4 件	4 件	4 件
情報•意思疎通支 援用具	1 件	1 件	1 件
排泄管理支援用	200 件	200 件	200 件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	1 件	1 件

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
手話奉仕員養成研 修事業	1 人	1 人	1 人
投動士採事業	12 人	14 人	16 人
移動支援事業	500 時間	550 時間	600 時間
地域活動支援セン	2 箇所	2 箇所	2 箇所
ター事業	3 人	3 人	3 人

事業名	内容			
理解促進研修•啓	○事業内容や事業所に関する情報提供を進め、必要とする人が適			
発事業(湖東福祉	切に利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。			
圏域において広域	〇湖東圏域(1市4町)において研修会の開催、精神障害がある			
的に実施)	人を対象としたサロンを開催しており、今後も障害がある人と			
	実際にふれあうことのできる機会を設けていきます。			
自発的活動支援事	〇障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生			
業	社会を実現するため、町内の障害のある人やその家族が行う訓			
	練やスポーツ、イベント等の自発的活動の支援を進めていきま			
	す。			
相談支援事業(湖	〇現行の事業所による継続的な事業実施に努めます。また、実施			
東福祉圏域におい	にあたっては基幹相談支援センターを設置・強化し、地域のネ			
て広域的に実施)	ットワーク強化、社会資源の発掘を推進します。			
	〇住宅入居等支援事業については、事業の基盤の整備を含め、広			
	域的な実施の検討を進めていきます。			
成年後見制度利用	〇高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携して、成年			
支援事業	後見人制度の利用が必要な障害のある人に対して、必要な支援			
	を行います。			
成年後見制度法人	〇本町では事業の基盤の整備を含め、実施の検討を進めていきま			
後見支援事業	す。			
意思疎通支援事業	〇事業内容の周知を行うとともに、奉仕員養成講座及び講座修了			
	者に対する研修の実施等により、人材の確保に努めます。			
日常生活用具給付	○給付対象者への広報及び適切な交付に努めます。また、廉価で			
等事業	質のよい給付品の提供に努めます。			
手話奉仕員養成研	○現行の事業所による継続的な事業実施に努めます。また、事業			
修事業	内容や事業所に関する情報提供を進め、必要とする人が適切に			
	利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。			

事業名	内容		
移動支援事業	○事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行います。		
	〇実施事業所において研修の機会を確保し、従業員の資質向上を		
	図るとともに、事業所と役場との綿密な連絡・情報共有に努め		
	ます。		
地域活動支援セン	〇専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の		
ター事業	確保に努めます。		
	〇サービスの周知による利用の促進を図ります。		

②任意事業

【事業の概要】

事業名	内容		
日中一時支援事業	障害のある人に日中活動の場を提供し、障害のある人等の家族の		
(日帰り短期入所)	就労支援及び一時的な休息を確保し、障害のある人等及びその家		
	族の福祉の向上を図るサービスです。		

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
日中一時支援事業	6 箇所	6 箇所	6 箇所	
(日帰り短期入所)	13 人	13 人	13 人	

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

〇事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行い、実施事業所における従業員の 資質向上を図るとともに、事業所と役場との綿密な連絡・情報共有に努めます。

4 障害児福祉計画

児童福祉法及び障害者総合支援法の一部改正に基づき、本計画から障害児の通所支援や相談支援の提供確保等について定める障害児福祉計画を新たに策定するものです。

(1) 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動
	作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
医療型児童発達支	肢体不自由がある未就学の子どもに対し、日常生活における基本
援	的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービスです。
放課後等デイサー	就学している障害のある子ども(幼稚園・大学を除く)に対し、
ビス	放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を確保し、生活能力の向
	上のために必要な訓練や地域との交流の場を提供するサービスで
	す。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に
	必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障
達支援【新規】	害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達
	支援を行うサービスです。

【見込み量】

種類	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
児童発達支援	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	3 人	3 人	3 人
医療型児童発達支	0 人日分	0 人日分	0 人日分
援	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサー	20 人日分	20 人日分	20 人日分
ビス	2 人	2 人	2 人
保育所等訪問支援	1 人日分	1 人日分	1 人日分
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発	0 人日分	0 人日分	0 人日分
達支援【新規】	0 人	0 人	0 人

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- 〇児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁します。そのため、円滑 に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス事業所と連携し、 実施体制の充実を図ります。
- ○関係機関及びサービス事業所と連携し、実施体制の確保を図ります。
- ○障害のある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援等、きめ細かな生活の支援をめざし、一人ひとりにあったケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

(2) 障害児相談支援等

【サービスの概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対し、障
	害児支援利用計画の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期
	間ごとに利用状況の検証・見直しを行うサービスです。
医療的ケア児に対	県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーデ
する関連分野の支	ィネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置
援を調整するコー	し、医療的ケア児への支援を行います。
ディネーターの配	
置【新規】	

【見込み量】

種類	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
障害児相談支援	3 人	3 人	3 人
コーディネーター	О Д	О Д	1 人
の配置人数【新規】			

- 〇障害児相談支援については、少子化の影響もあり利用人数については横ばいで推移すると見込んでいます。
- 〇コーディネーターの配置人数については、関係機関との検討を行った上で、平成 32 年度中に湖東圏域(1市4町)において、1人配置することを目標として設定します。

(3) 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、障害のある子どもの子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下を目標とします。

【定量的な目標設定】

	利用ニーズを 踏まえた必要 な見込み量	定量的な目標(見込み)		
種類		平成30年度 (2018)	平成31年度(2019)	平成32年度 (2020)
認可保育所	4 人	4 人	4 人	4 人
認定こども園	I	ı	ı	
放課後児童クラブ	2 人	2 人	2 人	2 人
幼稚園	_	_	_	_

第6章 サービス提供の仕組みと計画の推進体制

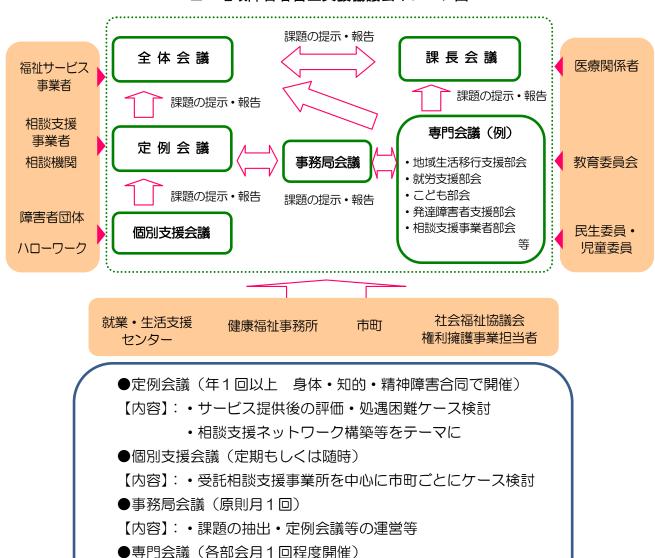
1 円滑なサービス提供のための支援

(1) 湖東福祉圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

サービスの種別によっては、県内福祉圏域ごとにサービス提供体制を整備することとなります。今後、地域障害者自立支援協議会の開催等により、湖東福祉圏域(本町・彦根市・豊郷町・多賀町・愛荘町)内で随時サービス提供体制の整備を行っていく必要があります。

県と町が重層的に支えあう支援体制とともに、圏域内各市町における連絡及び情報の 共有体制を構築し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めます。

■ 地域障害者自立支援協議会イメージ図



【内容】:・課題を専門的に検討

(2) 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

県や近隣市町との連携のもと、不足しているサービスについて事業所に参入を働きかけ、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、本町で実施する地域生活支援事業の充実に努めます。また、県やサービス事業所等との連携のもとに、県等の実施する従事者の研修の周知を図るとともに、利用者の苦情対応窓口の紹介等利用者の権利の擁護を図ります。

(3)中立・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障害支援区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。また、サービス利用計画の作成の支援を行う、相談支援専門員等の育成・支援に努めます。

(4) 安定的事業展開のための支援

障害福祉サービスの充実を図るためには、サービス事業所及び人材の育成・確保を進めていく必要があります。サービス量の確保及び今後の福祉サービスの拡大を図るためにも、施設利用料の負担軽減や工賃の向上等、国や県に対して働きかけを行い、安定的な事業運営とサービスの質の向上に努めます。

ニーズに応じてサービス事業所の事業拡大及び新規参入の促進を図り、必要サービス 量の確保を行います。同時に、研修会の開催等により、多様な障害の種類に応じ適切な 支援を行うことのできる専門的人材の育成に努めます。

事業者連絡会の開催等により、サービス事業所間の情報共有体制の構築や、運営適正 化委員会における、サービスに関する苦情の解決、サービス事業所への指導を行い、事 業所の運営支援を図ります。

(5)総合的なケアマネジメント体制の整備

相談支援事業所において、障害の種類や程度等に応じ、一人ひとりにあったサービス 利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスのみならず地域生活支援事業、保健・医療サービス、有償を含むボランティア等のインフォーマルなサービスを活用できるように、随時、関係課や関係機関、サービス事業所等による調整を行います。

2 計画の推進体制

(1) 湖東福祉圏域を基本とした広域的連携

事業所や障害者団体、ボランティア団体の多くが、犬上郡をはじめとする湖東福祉圏域(本町・彦根市・豊郷町・多賀町・愛荘町)を対象とし、広域的な支援体制を構築しています。そこで、福祉サービスの基盤整備、相談支援、情報提供体制の整備等、計画の推進にあたっては、湖東福祉圏域をはじめとする近隣市町との連携・協力のもと、実施していきます。

(2) 関係機関との連携

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野が関連しています。そのため、役場内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

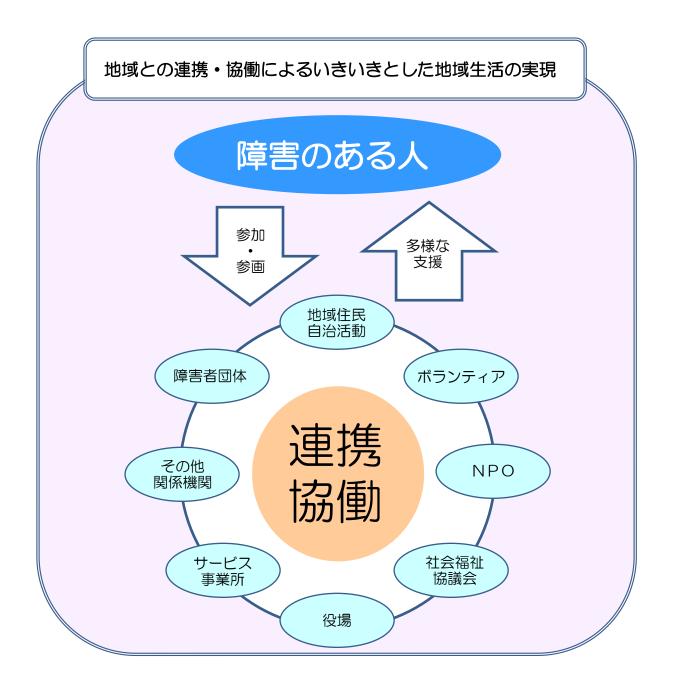
(3) 庁内推進体制の整備

障害者施策を進めるにあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、全庁的な施策の推進が必要です。そのため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて関係各課による調整と進捗状況等を確認する機会を設定する等、障害者施策の効果的な推進に努めます。

(4) 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民による自治活動をはじめ、サービス事業所、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働を図ることが重要となります。そのため、町内における各種審議会等の機会を通して連携を深めるとともに、各種地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

■ 地域全体での連携・協働体制づくりイメージ図



(5) 計画の評価・検討

本計画は障害のある人に関する長期的な施策と、各種福祉サービスの事業目標値を定めたものであり、その着実な推進を図るためPDCAサイクルを導入し、計画の各段階での実施状況の評価・検討及び国や県の動向、地域の実状に応じた柔軟な施策展開が求められます。

計画の推進にあたっては、必要に応じて施策推進のための協議会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係庁内機関相互の連絡調整を要する事項について審議・調整します。

■ PDCAサイクルプロセスのイメージ

基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的な考え方及び達成すべき目標、 サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



計画(Plan)

「基本指針」に即して、成果目標及び活動指標、及び障害福祉サービスの見込み量やその他の確保方策の明示



改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえ、必要がある と認めるときは、適宜計画変更や事業の 見直しを行う

実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する



評価(Check)

- ○成果目標及び活動指標について、実績を踏まえながら中間評価として分析・評価を行う
- ○中間評価は公表できるものとする
- ○活動指標については、高い頻度で実績を把握し、達成状況の 評価・分析を行う



第3次甲良町障害者基本計画及び 第5期甲良町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行年月 平成 30 年 3 月 発 行 甲良町 保健福祉課 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 357-1 TEL(0749)38-5151

FAX (0749) 38-5150